

自然科学研究機構分子科学研究所利益相反マネジメントガイドライン

平成19年 3月30日

最終改正 平成21年10月26日

自然科学研究機構分子科学研究所利益相反委員会

1. 目的

「自然科学研究機構分子科学研究所利益相反委員会」（以下「利益相反委員会」という。）は、別に定めた「大学共同利用機関法人自然科学研究機構利益相反マネジメントポリシー」（以下「ポリシー」という。）に基づき分子科学研究所の利益相反に関するマネジメントを適切に行うことを目的として、本マネジメントガイドラインを定める。

2. マネジメントガイドラインの基本的な考え方

利益相反は、不正行為あるいは法律違反とは異なり、通常の産学連携活動の中で生じうるものである。これに対する適切なマネジメント体制整備を通じて、社会的な公器としての役割を明確に示すことは、機構の管理運営上の責任である。本マネジメントガイドラインは、機構を構成する分子科学研究所がこの認識に立って、利益相反問題を適切にマネジメントするための基本方針とする。

3. 定義

「利益相反」とは、教育、研究及び社会貢献に関する職員としての本務と、自己及び連携の相手方関係者との間に存在する利害が衝突していると外部から見えかねない状態をいう。

4. 利益相反マネジメント

ポリシーⅢ. (1)の利益相反行為の定義に従って、同ポリシーⅢ. (2)に掲げる利益相反マネジメントの対象について、以下のとおり適切にマネジメントを行う。

- (1) 原則として年に1回、利益相反委員会の求めに応じて、自己申告書（様式第1号）に基づき、個人の利益相反に関する情報を報告しなければならない。
- (2) 職員が活動する中で「5. 利益相反の判断事例」の「(2) 利益相反が問題となる可能性のあるもの」に該当するおそれがあると思われる場合またはこれに準ずると考えられる場合等には、当該職員は事前に自己申告書（様式第2号）を利益相反委員会に提出しなければならない。
- (3) 利益相反委員会は必要に応じてモニタリングを実施するとともに、自己申告の結果と併せて年1回、自然科学研究機構利益相反委員会に報告する。
- (4) モニタリングを実施する場合は職員のプライバシー保護の観点から、自己申告内容の確認は原則として外部の専門家によるヒアリングを活用する。
- (5) 利益相反に関する職員の個人情報や機密情報は扱い、外部に漏洩しないよう厳重に管理する。
- (6) 利益相反委員会は利益相反の判断事例に基づき、重大な利益相反問題が起こりうる場合には、産学連携活動の修正、中止等を勧告する。

- (7) 利益相反委員会は、利益相反の管理に当たっては、「自然科学研究機構利益相反委員会における各機関の利益相反マネジメントガイドラインの承認のための判断基準」を適宜参照するものとする。

5. 利益相反の判断事例

(1) 利益相反が問題となる可能性の低いもの

- ① 職員が出版した書籍，委託された原稿に対する印税等，単発的な講演に対する謝礼金の受領
- ② 自然科学研究機構職員兼業規程に従い兼業が認められた活動

(2) 利益相反が問題となる可能性のあるもの（但し，このような行為自体が悪ではなく，場合によってはマネジメントが必要となる類型を纏めたもの）

- ① 職員等が起業（企業等に職員等が出資している場合を含む）した企業等を行うコンサルタント活動への学生又は研究員等の関与
- ② 職員等が起業（企業等に職員等が出資している場合を含む）した企業等から支援を受けた研究活動
- ③ 職員等が起業（企業等に職員等が出資している場合を含む）した企業等が所有する技術を評価する研究活動
- ④ 職員等が起業（企業等に職員等が出資している場合を含む）した企業等からの物品購入等の調達活動
- ⑤ 研究所が行う決定事項について影響力を行使できる地位にある職員が，研究所が研究所の行う産学連携活動の中で重要な経済的利益又は知的財産に関する利害関係を有すると考えられる企業等について、職員自らが重要な経済的利益又は知的財産に関する利害関係を有している場合
- ⑥ 職員等が，1 年間に100万円以上の報酬を受領する，もしくは5%を超える株式等所有権を有する，企業等から支援を受ける研究活動
- ⑦ 職員等が，1 年間に100万円以上の報酬を受領する，もしくは5%を超える株式等所有権を有する，企業等の技術を評価する研究活動
- ⑧ 職員等が，1 年間に100万円以上の報酬を受領する，もしくは5%を超える株式等所有権を有する，企業等からの物品購入等の調達活動

※なお、職員等とは職員，配偶者又は生計を一にする2親等内の親族をいう

(様式第1号)

利益相反自己申告書

分子科学研究所利益相反委員会委員長 殿

利益相反に関する事実関係について申告いたします。

提出日：平成 年 月 日
所属： _____
氏名： _____

質問1

あなたは、現在、産学官連携活動として次の活動を行っていますか。

- 産学官連携活動とは、国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体（以下「企業等」という。）との兼業活動（技術アドバイザーを含む。）を行う場合並びに企業等との共同研究、受託研究（依頼試験・分析を含む）、コンソーシアム、自らがかわる知的財産権の権利譲渡・実施許諾、企業等からの研究員等の受け入れ及び寄付金の受入れ等をいう。

☐ 行っている。

☐ 行っていない。

質問2～6へ

質問2からは回答不要です。

質問2

あなたは、平成 年 月 日現在において、産学官連携活動の相手企業から研究所が年間500万以上（税込）の物品購入又は業務委託を行うに当たり、機種または業者の選定に関与したことがありますか。又は、今後関与する予定はありますか。

☐ 関与したことがある、又は関与する予定がある。

☐ 関与しておらず、関与する予定もない。

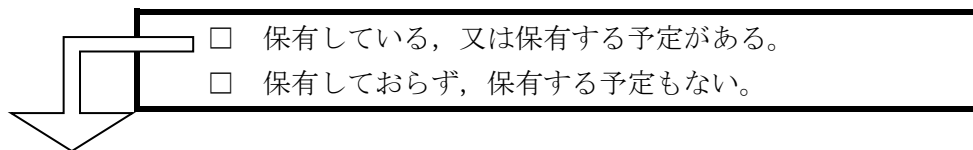
【関与の具体的な状況を記入してください。】

質問3

あなた及び配偶者等は、現在、産学官連携活動の相手企業が公開企業の場合、エクイティの5%以上を保有していますか。又は、今後保有する予定がありますか。

- 配偶者等とは、2親等内の親族をいう。
- エクイティとは、株式、出資金、新株予約権（ストックオプションを含む。）、受益権等をいう。
- 保有比率(%)＝保有しているエクイティの総数÷発行済株式総数

(注) この計算式は保有比率が実態より多めに出る場合があります。



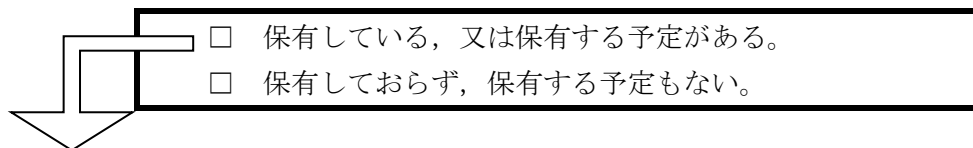
☐ 保有している，又は保有する予定がある。

☐ 保有しておらず，保有する予定もない。

【産学官活動状況（保有している株数，出資金等を含む）を具体的に記入してください。】

質問4

あなた及び配偶者等は、現在、産学官連携活動の相手企業が未公開企業の場合，エクイティを保有していますか。又は，今後保有する予定がありますか。



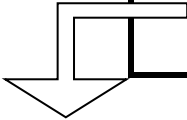
☐ 保有している，又は保有する予定がある。

☐ 保有しておらず，保有する予定もない。

【産学官活動状況（保有している株数，出資金等を含む）を具体的に記入してください。】

質問5

あなた及び配偶者等は、平成 年 月 日から現在において、産学官連携活動の相手企業から年間 100 万円以上（税込）の経済的利益（物品の供与を含み、研究所が受け入れる寄付金を除く。）を獲得していますか。又は、今後獲得する予定がありますか。

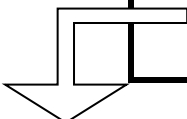


☐ 獲得している，又は獲得する予定がある。
☐ 獲得しておらず，獲得する予定もない。

【産学官活動状況（報酬額等を含む。）を具体的に記入してください。】

質問6

あなた又は配偶者等が起業（企業等に職員又はその配偶者等が出資している場合を含む）した企業等にかかわる活動等を行っていますか。



☐ 行っている，又は行う予定がある。
☐ 行っておらず，行う予定もない。

【産学官活動状況（報酬額等を含む。）を具体的に記入してください。】

利益相反に関する質問・相談等がありましたら、ご自由に記入してください。

(様式第2号)

利益相反自己申告書

分子科学研究所利益相反委員会委員長 殿

利益相反に関する事実関係について事前に申告いたします。

提出日：平成 年 月 日

所属： _____

氏名： _____

質問

あなたが行おうとしている産学官連携活動を具体的に記入してください。

- 産学官連携活動とは、国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体（以下「企業等」という。）との兼業活動（技術アドバイザーを含む。）を行う場合並びに企業等との共同研究、受託研究（依頼試験・分析を含む）、コンソーシアム、自らがかわる知的財産権の権利譲渡・実施許諾、企業等からの研究員等の受け入れ及び寄付金の受入れ等をいう。

【具体的に記入してください。】